

能力評価制度についてのQ&A

(最終更新 令和5年6月14日)

1. 制度全般に関すること

- Q1. 「建設キャリアアップシステム」と「能力評価」の違いは何でしょうか。関係を教えてください。
- Q2. 「建設キャリアアップシステム」と「能力評価」は、それぞれ申請をしなければいけないのですか？
- Q3. 能力評価の申請は必ず行う必要がありますか？
- Q4. 「能力評価」を行うメリットは何ですか？今後予定されている活用方法について教えてください。
- Q5. 「建設キャリアアップシステム」の登録は「任意」のはずですが、元請から現場入場の際に「必須事項」として登録を求められています。どのように対応すればよいですか？
- Q6. 同じレベルでも分野によって能力評価基準に違いがあるように思えます。能力評価基準の決め方に公平性(客観性)が担保されていますか？

2. 評価申請手続きに関すること

- Q1. 技能者が能力評価の申請を行う際、どのような申請書類が必要になりますか？
- Q2. 能力評価の申請は、どこに対して行うのですか？
- Q3. 申請者の所属する事業者は能力評価実施団体に加入していません。その場合でも評価の申請はできるのでしょうか？
- Q4. 現場で指揮をとる現場監督(技術者)が能力評価の判定を受けられないのはなぜですか？
- Q5. 私の分野(小分類コード)はまだ評価対象になっていません。今後評価は受けられますか？
- Q6. 申請手数料を技能者が支払った場合は「経費」として認められますか？認められる場合、事業者、個人事業主、一人親方、技能者それぞれの立場で申告上の扱いは、どの「勘定項目」となりますか？
- Q7. 能力評価の申請手数料を事業者が技能者に代わって支払う(振り込む)ことは可能ですか？

3. 能力評価基準に関すること

- Q1. 各レベルの基準で「経験」は判断できそうですが、技能を評価する要件は「資格」だけですか？「資格」で評価できない技能(技術力)も、評価対象とすべきではないでしょうか？

- Q2. 複数の職種でそれぞれの能力評価の判定をうけることは可能ですか？
その場合はカードを複数所持することになりますか？
- Q3. レベル3や4の申請をするためには、まずレベル2を取得する必要がありますか？
(レベルを飛び越して上位のレベルについて能力評価の申請はできますか？)
- Q4. レベル4を申請する場合、保有資格について「レベル2・3の基準を示す保有資格が必須」とされています。資格のほか、講習・研修や表彰のいずれも必須なのでしょうか？また、「必須」というのは、「下位レベルの保有資格を満たしていること」という意味でしょうか？
- Q5. 職長や班長としての履歴(経験日数)はどのように判断すればよいのでしょうか？
- Q6. 建設キャリアアップシステム上の技能者本人が登録している資格や蓄積された就業日数の確認の仕方がわかりません。どうすれば確認できますか？
- Q7. 私は技術者(大分類コードが「その他(技師)」)なのですが、能力評価の対象となりますか？
- Q8. 同一資格について上位(1級)の資格を有している場合、下位(2級)の資格は保有しているという認識でよいですか？
- Q9. 就業日数や職長等としての経験は、小分類コードごとに評価されますか？
他の小分類コードでの就業日数や職長等としての経験は考慮されないのでしょうか？

4. 経歴証明に関すること

- Q1. 建設キャリアアップシステムへの技能者登録からまだ日が浅いですが、登録以前の過去の経験を用いて、能力評価の申請はできますか？
- Q2. 「経歴証明書」を用いて手続きをしたいのですが、証明者の記入方法について教えてください。
- Q3. 「経歴証明」は何を根拠として作成すればいいのでしょうか？
- Q4. 「経歴証明」の特例はいつまで利用することができるのでしょうか？
- Q5. 以前の会社がなくなっていた場合、過去の経歴証明はどうすればよいですか？
- Q6. 就業日数等について経歴証明を用いて申請する場合、システム利用開始後の経験については、必ずCCUSの蓄積情報を用いて申請する必要がありますか？
(経過的な措置の適用期間の間は、システム利用開始後も含めて、経歴証明のみで行うことができますか？)

5. 評価の効力に関すること

- Q1. 能力評価後に就業しない期間があった場合や高年齢を理由として、一度取得したレベルが取り消されることやレベルが降格することはありますか？建設業で仕事を続けている限り、同じレベルで登録され技能が正しく評価されますか？

- Q2. 取得したレベルの有効期間や更新要件はありますか？
- Q3. 申請後にレベル判定(能力評価)の進捗や結果を確認したいのですが、どのように確認したらよいですか？
- Q4. 自分のレベルはどこで確認・判別できますか？
- Q5. 経営事項審査の加点評価の対象になっていると聞きました。内容や利用方法を教えてください。
- Q6. 経営事項審査における「技能レベル向上指数」はレベル4の者しかいない場合、加点はされませんか？
- Q7. 建設業を離職・引退した場合に必要な手続きがあれば教えてください。
- Q8. 建設業を一度離職しましたが、再度復職した場合の能力評価の手続はどうすればよいですか？

6. その他

- Q1. 1人親方や個人事業主でも、能力評価は受けられますか？また、その申請方法はどうすればよいですか？
- Q2. 1人親方として現場で働いた場合、経歴証明において、「職長としての経験日数」として扱うことができますか？
- Q3. 1人親方が経歴証明を利用する場合はだれが作成すれば良いでしょうか？
- Q4. 個人事業主の家族(専従者)の能力評価はどのように申請すればよいですか？

能力評価制度のQ&A

1. 制度全般に関すること

Q1. 「建設キャリアアップシステム」と「能力評価」の違いは何でしょうか。関係を教えてください。

A: 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の保有資格や社会保険加入状況、現場での就業履歴といった、技能者の資格や現場での経験を登録・蓄積する仕組みです。

「能力評価」は、建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用し、建設技能者の技能・経験を評価して、技能者の客観的な評価や処遇、さらに建設技能者のキャリアパスの明確化につなげていく制度です。

建設キャリアアップシステムと能力評価制度は、建設業の現場で働く技能者の資格や経験を客観的な評価につなげ、技能者の処遇改善や建設業全体の活力の向上を目指すもので、国と業界団体が一体となって普及・活用促進に取り組んでいます。

※「建設キャリアアップシステム」は、システム自体は資格や経験を登録・蓄積する仕組みを指しますが、能力評価等の各種施策や制度と連動して効果を発揮するものですので、能力評価等と一体となって「建設キャリアアップシステム」として機能するものと理解していただいて構いません。

Q2. 「建設キャリアアップシステム」と「能力評価」は、それぞれ申請をしなければいけないのですか？

A: それぞれ申請が必要となります。

具体的には、「能力評価」は建設キャリアアップシステムに登録・蓄積された情報を活用して建設技能者の技能について客観的な評価を行うものですので、まず建設技能者の方は建設キャリアアップシステムの技能者登録をして、その上で能力評価の申請をしていただくこととなります。

なお、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行う際、職種コード(大分類・小分類)から職種を登録していただきますが、その登録した職種によって能力評価を受けることができる分野が変わりますので、能力評価基準の策定状況等を確認の上、職種を登録するようご注意ください。

【技能者登録を行っていない場合の具体的な手順】

① 建設キャリアアップシステムの技能者登録の申請

建設キャリアアップシステムに技能者の情報・資格を登録します。技能者登録の方法は一般財団法人建設業振興基金のHP(<https://www.ccus.jp/>)を参照ください。能力評価を行うためには、技能者登録において『詳細型』を選択していただく必要がありますのでご注意ください。

② 能力評価の申請

ご自身が技能者登録した分野(職種コード(大分類・小分類))について能力評価基準が策定されているかどうかを確認し、該当する各能力評価実施団体に申請を行ってください。能力評価実施団体の連絡先は『能力評価実施団体一覧』(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/nouryokuhyouka_otoiwase.html)を参照ください。

Q3. 能力評価の申請は必ず行う必要がありますか？

A: 能力評価の申請は任意で行っていただくものです。

しかしながら、建設キャリアアップシステムは能力評価を通じて建設技能者の客観的な評価や経験・技能に応じた処遇の実現などにつなげることを目的としたものですので、ぜひ、能力評価の申請をご検討ください。

能力評価の申請は建設キャリアアップシステムとは別に行っていただくことが必要となります。

Q4. 「能力評価」を行うメリットは何ですか？今後予定されている活用方法について教えてください。

A: 能力評価制度は、建設技能者の技能の客観的な評価を通じて、技能に応じた評価や処遇の実現、キャリアパスの明確化を図るとともに、技能者を雇用する専門工事企業の評価と連動させることで、高い技能を有する企業が伸びていける環境整備につなげることを目指しています。

国土交通省においては、能力評価を行う建設技能者の処遇に反映するため、

○労務費調査を用いた技能者の技能レベルに応じた賃金目安の公表

○技能レベルを反映した手当ての支給

○公共発注者による週休2日工事での活用

○退職金(建退共)制度との連携

等を推進しています。

また、技能者を雇用する企業にとっては、

○経営事項審査における加点評価

○総合評価やモデル工事での加点評価

○社保加入の確認など、現場管理での活用

等によって、高い技能レベルの技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業につなげていきます。

Q5. 「建設キャリアアップシステム」の登録は「任意」のはずですが、元請から現場入場の際に「必須事項」として登録を求められています。どのように対応すればよいですか？

A: 建設キャリアアップシステムへの技能者登録や能力評価への申請は「任意」となっています。

個々の技能者の方は制度上必ずしも強制されるものではありませんが、建設キャリアアップシステムは、技能者の処遇改善などを目指して官民あげて取り組んでいる施策ですので、より多くの方々に建設キャリアアップシステムへの登録や能力評価の申請を行っていただきたいと考えています。

他方で、建設キャリアアップシステムは、出面管理など、元請事業者の現場管理に役立つ機能もあるため、元請事業者の意向によって個々の現場で現場入場者に登録を求められる場合があります。また、公共工事において建設キャリアアップシステムの利用状況に応じて元請事業者に加点等を行うモデル工事や総合評価などが行われていることから、元請事業者から現場入場者に登録を求め、現場管理の適切な実施に役立っている場合もありますので、元請事業者と工事内容を確認の上、ご対応ください。

Q6. 同じレベルでも分野によって能力評価基準に違いがあるように思えます。
能力評価基準の決め方に公平性(客観性)が担保されていますか？

A: 能力評価基準については、「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に基づき、各能力評価実施団体が職種ごとに各レベルに必要な技能や経験を考慮して策定し、国土交通大臣が認定を行っているものです。

建設技能者の技能について客観的で公平な評価を行うため、ガイドラインにおいて能力評価基準の認定要件を定め、各能力評価実施団体がこれに準拠して職種の専門性等を踏まえ個別に基準を設けることとなっています。

技能者の能力の評価のあり方については、職種ごとの専門性や実態も踏まえながら取り組む必要がありますので、今後とも専門工事団体等と意見交換などを行いながら実態に即した運用に努める方針です(お気づきのご意見などをお寄せいただくと今後の参考とさせていただきます(当ポータルサイトの『CCUS目安箱』までお寄せください。))。

2. 評価申請手続きに関すること

Q1. 技能者が能力評価の申請を行う際、どのような申請書類が必要になりますか？

A: 能力評価の申請に当たっては以下の書類が必要となります。

- ① (評価を申請する建設技能者の)CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書 (注)
- ③ 振込明細 (※振込時の領収書等を添付してください)
- ④ 経歴証明書 (※経歴証明の特例を活用する場合に必要となります)
- ⑤ 個人情報利用同意書

申請書類や様式の詳細は評価の職種によって異なる場合がありますので、職種ごとの各能力評価実施団体のホームページ(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudusan_kensetsugyo/const/nouryokuhyouka_otoiawase.html)で確認してください。

(注) 能力評価とあわせて新たなレベルを反映した建設キャリアアップカードが交付されるため、評価の申請は、建設キャリアアップシステムの運営主体である一般財団法人建設業振興基金へのカード交付申請と一体で行っていただくこととなります。

Q2. 能力評価の申請は、どこに対して行うのですか？

A: 建設キャリアアップシステムの技能者登録を行う際、職種コード(大分類・小分類)から職種を登録していただきますが、その登録した分野(職種コード(大分類・小分類))に該当する各能力評価実施団体に申請を行ってください。能力評価実施団体の連絡先は『能力評価実施団体一覧』を参照下さい。

Q3. 申請者の所属する事業者は能力評価実施団体に加入していません。 その場合でも評価の申請はできるのでしょうか？

A: 所属事業者が能力評価実施団体に加入していない場合であっても、能力評価を申請することは可能ですが、ただし、会員・非会員で申請方法等が異なる場合がありますので、詳細については各能力評価実施団体のホームページ等でご確認ください。

Q4. 現場で指揮をとる現場監督(技術者)が能力評価の判定を受けられないのはなぜですか？

A: 建設キャリアアップシステムの能力評価制度は、建設技能者が技能や経験に応じた評価や処遇を受けられることのできる環境の整備を図ることを目的としているものですので、一義的には、建設技能者を評価の対象としているためです。

また、技能者の方で、建設キャリアアップシステムの職種の登録が大分類「その他(管理)」の小分類「現場監督」となっていると、能力評価の対象となりません(消防施設分野を除く)。各分野の能力評価基準をご確認の上、ご自身の職務の内容に合致した職種を適切に建設キャリアアップシステムに登録をお願い致します。

Q5. 私の分野(小分類コード)はまだ評価対象になっていません。今後評価は受けられますか？

A: 能力評価の対象分野を拡大するため、専門工事業団体等と個別に協議し、追加の検討を進めてまいります。検討に当たって参考とさせていただきますのでご希望職種などを当ポータルサイトの「CCU S目安箱」にお寄せください。

なお、ある分野(小分類コード)が新たに評価対象となった際には、その分野に含まれることになる職種で建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数は、全て、能力評価に活用されることになります。

Q6. 申請手数料を技能者が支払った場合は「経費」として認められますか？

認められる場合、事業者、個人事業主、一人親方、技能者それぞれの立場で申告上の扱いはどの「勘定科目」となりますか？

A: 「経費」としての取り扱いが認められます。

なお、勘定科目名は「一般管理費」としているケースが多いと思いますが、この他「研修費」「教育費」、「教育訓練費」など異なる科目名を使用している場合もありますので、これまでの取扱いに即した勘定科目に経費を計上するようにして下さい。

Q7. 能力評価の申請手数料を事業者が技能者に代わって支払う(振り込む)ことは可能ですか？

A: 事業者が技能者に代わって支払う(振り込む)ことは可能です。

振込口座等は、下記になります。振込み時には、能力評価実施団体番号を振込名義の頭に入力するとともに、評価を受ける技能者の使命を記入する必要があります。団体番号は「能力評価実施団体一覧」で団体名の頭にある数字が該当します。

なお、振込手数料につきましては、申請者にてご負担いただきます。

【振込口座】

建設技能者能力評価制度推進協議会

みずほ銀行 神谷町支店 普通預金 3033486

口座名義 : 建設技能者能力評価制度推進協議会

【例】 “ 19 コクド タロウ 日本銀行 霞ヶ関支店 普通 1234567 ”

Q3. レベル3や4の申請をするためには、まずレベル2を取得する必要がありますか？
(レベルを飛び越して上位のレベルについて能力評価の申請はできますか？)

A: レベル2から順に取得する必要はありません。(間のレベルを飛び越して)レベル3やレベル4を申請いただくことが可能です。その場合は例えば、レベル4を申請するためには、レベル4に定められた保有資格を満たす他に、レベル3とレベル2に定められた保有資格の要件についてもそれぞれ満たしている必要があります。(下記Q4参照)

Q4. レベル4を申請する場合、保有資格について「レベル2・3の基準を示す保有資格が必須」とされています。資格のほか、講習・研修や表彰のいずれも必須なのでしょうか？また、「必須」というのは、「下位レベルの保有資格を満たしていること」という意味でしょうか？

A: 職種ごとの評価基準によりますが、多くの職種では、あるレベルの能力評価を受けるためには、下位レベルの保有資格の要件についても満たすことが要件とされています。その場合は例えば、レベル4を申請するためには、レベル4に定められた保有資格や講習・研修及び表彰のいずれかを満たす他に、レベル3とレベル2に定められた保有資格や講習・研修及び表彰のいずれかの要件についてもそれぞれ満たしている必要があります。

(具体例) レベル4: 登録基幹技能者 又は 優秀施工者国土交通大臣顕彰
 レベル3: 1級〇〇技能士 又は 1級●●技能士
 レベル2: △△技能講習

⇒この例では、レベル4を申請するためには、1級〇〇技能士(又は1級●●技能士)、△△技能講習の受講がいずれも必要となります。

Q5. 職長や班長としての履歴(経験日数)はどのように判断すればよいでしょうか？

A: 「職長・班長としての経験日数」は、建設キャリアアップシステムの施工体制への技能者登録(現場作業員一覧(作業員名簿)への登録)の際に、職長又は班長という「立場」の項目を登録された技能者が蓄積した就業日数となります。

また、経過措置として、令和6年3月31日までの間の職長・班長としての経験日数は、所属事業者などによる経歴証明をもってこれに代えることができ、令和11年3月31日まで提出が可能となります。

なお、「職長」とは、職長又は職長の直近下位に配置され、複数の班を束ねる者をいい、「班長」とは、職長以外の者であって、複数の班や技能者を束ねる者をいいますが、「職長・班長としての履歴(経験日数)」は一定のマネジメント能力を有していることを確認するために必要なものですので、現場における実際の役割などを踏まえ適切に登録するよう心がけて下さい。

Q6. 建設キャリアアップシステム上の技能者本人が登録している資格や蓄積された就業日数の確認の仕方がわかりません。どうすれば確認できますか？

A: 建設キャリアアップシステムのログイン画面にて確認ができます。

ログイン後、メニュー画面の「310_閲覧」から「10_技能者情報」を選択し、「技能者情報画面」の下部にて保有資格が確認できます。

また、同画面の「就業日数」をクリックしますと立場別の就業日数が記載されております。なお、この「技能者情報」画面を閲覧できるのは、建設技能者本人と所属事業者のみとなっています。

The screenshot displays the '技能者情報画面' (Skill Worker Information Screen) in the Construction Career Up System. The left sidebar contains navigation options like '310_閲覧' and '10_技能者情報'. The main content area is divided into several sections:

- 本人情報 (Personal Information):** Includes fields for ID (9384575156921), Name (建設 未来), Birth Date (1989/04/01), Gender (Male), and Employment Status (White-collar worker).
- 就業日数 (Employment Days):** A table showing accumulated days for various roles. The '就業日数' label is highlighted with a red box.
- 保有資格 (Qualifications):** A list of qualifications such as '技能士' (Skill Worker) and '技能士 2級' (Skill Worker 2nd Grade).
- 所属事業者 (Affiliated Business Operator):** Information about the current employer, including name and ID.

Q7. 私は技術者(大分類コードが「その他(技師)」)なのですが、能力評価の対象となりますか？

A: 大分類コードが「その他(技師)」となっている場合は、能力評価の対象外となっております。

(建設キャリアアップシステムの能力評価制度は、建設技能者が技能や経験に応じた評価や処遇を受けることのできる環境の整備を図ることを目的としているものですので、一義的には、建設技能者が評価の対象となっています。)

Q8. 同一資格について上位(1級)の資格を有している場合、下位(2級)の資格は保有しているという認識でよいですか？

A: 令和5年6月14日の「建設技能者制度に関するガイドライン」の改正により、上位(1級)の資格を保有している場合、下位(2級)の資格は保有しているものと取り扱うことを認めています。取扱いは各能力評価実施団体により異なりますので、詳細については各能力評価実施団体のホームページ等でご確認ください。

Q9. 就業日数や職長等としての経験は、小分類コードごとに評価されますか？
他の小分類コードでの就業日数や職長等としての経験は考慮されないのでしょうか？

A: 能力評価における実績・経験(「就業日数」、「職長・班長としての経験日数」)は、職種ごとの能力評価基準に定められた小分類コードの就業日数によって評価されます。

なお、能力評価基準について対象となる小分類コードが2つ以上ある場合は、当該小分類コードについては、就業日数は合算されて評価に使われることが可能です。

Q5. 以前の会社がなくなっていた場合、過去の経歴証明はどうすればよいですか？

A: 経歴証明は、所属事業者が行うもののほか、元請事業者、上位下請事業者や評価を受けようとする能力評価基準を策定した能力評価実施団体が行ったものも認められています。以前所属されていた会社がなくなっていた場合には、それらの関係者にご相談ください。

Q6. 就業日数等について経歴証明を用いて申請する場合、システム利用開始後の経験については、必ずCCUSの蓄積情報を用いて申請する必要がありますか？
(経過的な措置の適用期間の間は、システム利用開始後も含めて、経歴証明のみで行うことができますか？)

A: 令和6年3月31日までの経歴(「就業日数」、「班長・職長としての経験日数」)は、システム利用開始後の経歴を含めて、経歴証明書により能力評価申請を行うことができる運用としています。

5. 評価の効力に関すること

**Q1. 能力評価後に就業しない期間があった場合や高年齢を理由として、一度取得したレベルが取り消されることやレベルが降格することはありますか？
建設業で仕事を続けている限り、同じレベルで登録され技能が正しく評価されますか？**

A: 能力評価後の就業期間や年齢を基準として、取り消しや降格する規定は設けておりません。
なお、経歴証明書の誓約欄には、【この証明事項に事実と相違がある場合には、レベル判定を取り消されても異存のないことを誓約いたします。】旨の記載がされており、誤った記載がされている場合には評価を取消される場合があります。

Q2. 取得したレベルの有効期間や更新要件はありますか？

A: 取得されたレベルについては有効期間の定めはありません。
ただし、保有資格については基準の要件となっている資格等について更新や講習の受講等が求められる場合がありますので、適切に更新等を行ってください。
(例えば、「登録基幹技能者」の資格は5年ごとに更新が必要です。有効期間前に、登録機関技能者講習実施機関より、更新のお知らせが届くことになっていますので、忘れずに確認の上、更新に必要な講習を受講してください。)

Q3. 申請後にレベル判定(能力評価)の進捗や結果を確認したいのですが、どのように確認したらよいですか？

A: 申請されたレベルの認定基準を満たしていることが確認された場合は、通常約1か月～2か月程度でレベルにあわせたカードが郵送されることとなります。
認定基準を満たしていない場合は各能力評価実施団体から対象者に対してご連絡させていただきます。申請件数によって審査の所要日数は多少変動しますが、各申請に対する審査状況は各能力評価実施団体にご確認ください(能力評価実施団体の連絡先は『能力評価実施団体一覧』を参照してください)。

Q4. 自分のレベルはどこで確認・判別できますか？

A: 能力評価後は、お手元に届いた建設キャリアアップカードの色、または、建設キャリアアップシステムの技能者情報画面にて確認ができます。
以下の建設キャリアアップシステムのホームページへログイン後、メニュー画面の「310_閲覧」から「10_技能者情報」を選択し、「技能者情報画面」にて確認ください。

Q5. 経営事項審査の加点評価の対象になっていると聞きました。内容や利用方法を教えてください。

A: 経営事項審査において「技能レベル向上指数」が評価されています。技能レベル向上指数は、所属している技能者のうち、レベルが向上した技能者の割合に応じて加点を行う仕組みとなっております。詳細はこちら
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/ccus_publicworks_keishin.pdf)を参照ください。

Q6. 経営事項審査における「技能レベル向上指数」はレベル4の者しかいない場合、加点はされませんか？

A: 技能レベル向上指数は、所属している技能者のうち、レベルが向上した技能者の割合に応じて加点を行う仕組みとなっています。レベルの変更がない技能者は対象となっておりませんので、加点とはなりません。最上位のレベル(レベル4)の方は分母の技能者数から控除することが可能です。詳細は下記6ページを参照ください。
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001498043.pdf)

Q7. 建設業を離職・引退した場合に必要な手続きがあれば教えてください。

A: 建設業を離職・引退した場合の手続きは特段不要です。

Q8. 建設業を一度離職しましたが、再度復職した場合の能力評価の手続はどうすればよいですか？

A: 離職前の経験等と復職後の経験等を合算して能力評価の申請をしていただくことができます。

6. その他

Q1. 1人親方や個人事業主でも、能力評価は受けられますか？
また、その申請方法はどうすればよいですか？

A: 1人親方や個人事業主の方でも能力評価の申請ができます。1人親方や個人事業主の方には、技能者登録のほか、事業者登録も行っていただく必要があります。申請は以下の流れとなります。

①建設キャリアアップシステムによる「事業者登録」と「技能者登録」

詳細は、建設業振興基金のHP (<https://www.ccus.jp/p/application>) をご覧ください。

②各能力評価実施団体による能力評価の申請

能力評価申請書と経歴証明書の「一人親方用」様式に必要な事項を記載し、能力評価実施団体あてに申請してください(能力評価実施団体の連絡先は『[能力評価実施団体一覧](#)』を参照)。

Q2. 1人親方として現場で働いた場合、経歴証明において、「職長としての経験日数」として扱うことはできますか？

A: 1人親方が経歴証明を利用して評価を申請する場合の就業日数等については、当面は、

①「就業日数」は、建設キャリアアップシステム利用開始前を含めて技能労働者及び1人親方としての就業日数を通算して計算、

②「職長又は班長としての経験日数」は、技能労働者として従事した期間のうち、職長又は班長としての経験日数を計算、

の方法によることが基本となります。

Q3. 1人親方が経歴証明を利用する場合はだれが作成すれば良いでしょうか？

A: 1人親方が経歴証明を利用する場合、個人事業主として1人親方自身で行っていただくことが可能です。

なお、経歴証明書の誓約欄には、【この証明事項に事実と相違がある場合には、レベル判定を取り消されても異存のないことを誓約いたします。】旨の記載がされており、誤った記載がされている場合には評価を取消される場合があります。

(参考)1人親方が建設キャリアアップシステムを利用するためには、技能者登録のほかに、個人事業主として事業者登録を行っていただく必要があります。この場合、事業者登録料は無料となります。

Q4. 個人事業主の家族(専従者)の能力評価はどのように申請すればよいですか？

A: 個人事業主がその家族(専従者)の能力評価を所属事業者として代行申請する場合は、まず個人事業主として建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っていただいた上で、個人事業主の家族について能力評価の申請を行ってください。